平成２９年（フ）第１８３号
宮崎市城ケ崎４丁目１番地18　リバーサイドマンション205号
債務者　図師諭羽子
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５６号
鹿児島県霧島市国分広瀬２丁目29番20号パッションハイツ101号
債務者　泥谷　友美
1　決定年月日時　平成29年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第９３号
福島県郡山市田村町金屋字冬室107番地の２、従前の住所福島県郡山市田村町金屋字上川原88番地
債務者　渡邊ヒロミ
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１１０号
神戸市西区枝吉４丁目101番地の１　ハイツエイト202号
債務者　中来田　裕
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１３７号
神戸市西区宮下２丁目６番５－105号
債務者　西川　広子
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２７号
兵庫県宍粟市千種町黒土134番地６
債務者　嶋村　仁志
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第４１９号
千葉県松戸市松戸新田582番地の７　サンクレイドルみのり台206号
債務者　伊良子佳未
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４２５号
千葉県松戸市常盤平６丁目18番地の12　加藤ハイツ102号
債務者　山口　博史
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４３７号
千葉県柏市東１丁目５番15―303号
債務者　伊藤さおり
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４４１号
千葉県鎌ケ谷市中央２丁目22番５―203号
債務者　北川　成人
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４４６号
千葉県我孫子市白山１丁目26番５号（102号）フォレスト白山
債務者　渋谷　宏美（旧姓篠崎・白石）
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４７４号
神戸市東灘区向洋町中７丁目２番地の３　１番館806号、従前の住所神戸市東灘区向洋町中７丁目２番地の１　９番館1001号
債務者　蓬萊　仁美
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５４号
青森県黒石市大字下山形字中村平16番地
債務者　工藤　松雄
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第７７号
青森県南津軽郡田舎館村大字垂柳字前田12番地６
債務者　工藤　健治
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第２０９号
千葉県松戸市金ケ作394番地の６　ダイアパレスときわ平101号
債務者　川島　里美
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３８０号
千葉県野田市山崎1366番地の５　ボヌールⅡ201号室
債務者　小山　深雪（旧姓長野）
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部